

第4四半期分

大阪港湾局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	マグネットスイッチほか44点買入	船舶・航空機・鉄道	東邦ヤンマーテック株式会社	¥1,542,750	R6.1.16	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	-
2	北港白津岸壁保安対策設備(HSスピーカー(HS3))修繕	通信用機器	NECネットエスアイ株式会社	¥1,069,750	R6.1.23	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	-
3	道路維持作業車(2tダブルキャブパワーゲート付)長期継続借入	自動車賃貸	大阪トヨタ自動車株式会社	¥4,092,000	R6.1.26	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G7	-
4	南港C6・7岸壁外1箇所保安対策設備修繕	通信用機器	NECネットエスアイ株式会社	¥1,155,000	R6.2.28	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

随 意 契 約 理 由 書

次のとおり随意契約をお願いします。

1 案件名称

マグネットスイッチほか4点買入

2 契約の相手方

東邦ヤンマーテック 株式会社

3 随意契約理由

本部品は、船舶「清港丸」「水宝」「港新丸」「はつかり」「こすも」「はやぶさ」「ずいほう」「福崎丸」「みどり丸」「第一清丸」の機関修繕に使用するものであり、機関を構成するうえで重要な部品である。

修繕で使用する部品は同一規格で品質管理の十分なされた製造会社の純正部品で取替えることが機関の機能を発揮するうえで不可欠である。

また、機関の製造会社であるヤンマーパワーテクノロジー株式会社は、当局に納入した機関について、製造時より装着している部品の来歴管理を上記業者に唯一の代理店として委任している。

さらに、ヤンマーパワーテクノロジー株式会社から来歴管理の委任を受けた上記業者以外では機関修繕のための適正な部品の提供を行うことができない。

以上の理由により、上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 設備課(機械)

随意契約理由書

次のとおり随意契約を依頼します。

1 案件名称

北港白津岸壁保安対策設備（HS スピーカー1（HS3））修繕

2 契約の相手方

NEC ネットエスアイ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、「海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS 条約）」の改正に伴い制定された「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づく港湾保安対策にかかる対応設備の不具合等が発生した際に、修繕を行うものである。

修繕の対象となる設備は赤外線センサー、振動センサー、監視カメラ、モニター等であり、これらが設置されているのは 365 日 24 時間警備を実施している重要国際埠頭施設で、当該設備の不具合が長期間に及ぶと不測の有事が発生した場合に警備業務の対応が滞るなど、保安対策に支障をきたすため、速やかに修繕を行う必要がある。

本業務実施にあたって、上記法令に基づいて国土交通省より承認を受けている保安規程においても、秘密情報を取扱う者は最小限に留めることを求められており、監視カメラの配置やシステム構築内容等の保安対策上、情報漏洩を防止する観点から秘密保全を図る必要がある。

上記業者は、北港白津岸壁・南港C6・7岸壁・国際フェリー岸壁における重要港湾施設の埠頭保安対策設備を統括制御システムに組み込んで設計製作しており、当該設備設置時に当局と秘密保持を含む工事契約を締結している。

以上のことから、保安設備の本体構造及びシステム全体を把握し秘密保全に関する必要な規則・体制を確実に有する事業者は上記業者のみであるため、上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 海務課（防災保安）

随意契約理由書

次のとおり随意契約を依頼します。

1 案件名称

道路維持作業車（2 t ダブルキャブパワーゲート付）長期継続借入

2 契約の相手方

大阪トヨタ自動車株式会社

3 随意契約理由

本借入は、臨港道路維持管理業務において職員及び資機材を輸送するための道路普通特種自動車1台(道路維持作業車仕様)の借入を行うもので、業務遂行上、必要不可欠なものである。

今回、令和6年2月29日に契約期限を迎える借入車両は適切なメンテナンスが行われており、故障等の不具合もなく、継続使用に支障のない良好な状態である。

したがって、上記業者と再リース契約(令和6年3月1日～令和11年2月28日)を行えば、別業者と新たにリース契約を結ぶより、大幅に経費削減を図ることができる。

以上の理由により本借入について、上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局計画整備部 施設管理課

随意契約理由書

次のとおり随意契約を依頼します。

1 案件名称

南港C6・7岸壁外1箇所埠頭保安対策設備 修繕

2 契約の相手方

NECネットエスアイ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、「海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS 条約）」の改正に伴い制定された「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づく港湾保安対策にかかる対応設備に不具合等が発生した際に、修繕を行うものである。

修繕の対象となる設備は赤外線センサー、振動センサー、監視カメラ、モニター等であり、これらが設置されているのは365日24時間警備を実施している重要国際埠頭施設で、当該設備の不具合が長期間に及ぶと不測の有事が発生した場合に警備業務の対応が滞るなど、保安対策に支障をきたすため、速やかに修繕を行う必要がある。

本業務実施にあたって、上記法令に基づいて国土交通省より承認を受けている保安規程においても、秘密情報を取扱う者は最小限に留めることを求められており、監視カメラの配置やシステム構築内容等の保安対策上、情報漏洩を防止する観点から秘密保全を図る必要がある。

上記業者は、北港白津岸壁・南港C6・7岸壁・国際フェリー岸壁における重要港湾施設の埠頭保安対策設備を統括制御システムに組み込んで設計製作しており、当該設備設置時に当局と秘密保持を含む工事契約を締結している。

以上のことから、保安設備の本体構造及びシステム全体を把握し秘密保全に関する必要な規則・体制を確実に有する事業者は上記業者のみであるため、上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 海務課（防災保安）